

香美町農業委員会総会(第7回)議事録

1 開催日時 令和7年10月24日(金) 9:30～10:10

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	吉川	正人
委員	3番	白岩	寧
	4番	小谷	直美
	5番	西崎	武志
	6番	橋本	幸長
	8番	米田	和弘
	10番	北村	宏明
	11番	文堂	福一
	12番	田中	憲二
	13番	岡田	久志
	14番	井上	竹雄

4 欠席農業委員(2人)

7番	前田	精一
9番	田中	一馬

5 出席農地利用最適化推進委員(8人)

1番	吉田	栄雄
2番	高田	勝
3番	青山	政行
6番	岡	昭三
7番	田野	豊博
8番	東垣	泰彦
9番	毛戸	誠

代表 10番 本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

4番 福田 好美

7 議事日程

第1 会期の決定 10月24日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 議席の指定

第4 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)農地の転用(農業用施設等)届出について

第5 議案第17号 非農地証明願承認について

第6 議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	榎 秀俊
事務局次長	北村 雅彦
書記	小林 弘嗣

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。

本日の議事録署名委員は2番「吉川正人委員」と3番「白岩寧委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、2番「吉川正人委員」と3番「白岩寧委員」よろしくお願いします。

議 長	日程第3 「議席の指定について」を議題とします。 香美町農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、議長において西崎武志委員は5番に指定いたします。
議 長	日程第4 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地の転用(農業用施設等)届出を1件、受け付けています。事務局に内容の朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。この届出につきましては10月16日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「北村宏明委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
8番	申請場所は集落内の申請者所有の土地で、使用者が近隣で農業を行っていますが自宅から遠く、農作業の効率を上げるためこの地への農作業小屋を建築するための届出です。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「米田和弘委員」から届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第5 議案第17号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから15ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第17号 番号1番の非農地証明願について、10月16日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「北村宏明委員」が現地調査をしていますので、「北村宏明委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	現地調査の報告をいたします。申請地は旧国道沿いの学校の真向かいになります。申請地の北側部分に昭和49年頃に店舗兼住宅が建築され、その後、昭和56年に敷地南側部分に診療所が新設されています。その後、店舗兼住宅は取り壊しがされています。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「北村宏明委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第17号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第17号 番号2番の非農地証明願について、10月16日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
13番	現地調査の報告をいたします。集落のバス停から南側に600mほど行ったところです。現地は平成17年頃から耕作をしておらず、現況写真のようにススキなどが生えていました。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
推委6番	申請人は所有者ですか。
事務局	その通りです。
5番	個人の所有ですか。
事務局	その通りです。
議 長	他に質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第17号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第17号 番号3番の非農地証明願について、10月16日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をいたします。申請地は集落から5分くらい行ったところをさらに山に入っていきます。現況写真にあるように杉が植林されています。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第17号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第6 議案第18号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。

事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①16ページから23ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第18号 番号1番の申請について、10月16日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「北村宏明委員」及び担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	はい、それでは報告します。申請地は集落にあります民宿の斜め前の方にあります。田は小さいですが丁寧に作られています。皆さまご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第18号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第17号 番号2番の申請について、10月16日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	現地調査の報告をいたします。申請地は集落に向かう道路から100mほど行った所からさらに進んだ所にあります。この土地はこの秋まで違う人が耕作をされていました。来年度からは譲受人が耕作されるということです。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第18号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

⑨

⑨